

資料3

府中市市民協働推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進会議の委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 公共的団体の代表者 4人以内
- (3) 市民との協働を推進している民間企業の構成員 1人
- (4) 府中NPO・ボランティア活動センターの利用の登録をしている団体の代表者 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 推進会議の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務

を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 推進会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって推進会議の議決とすることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。